

障第806号
令和7年10月8日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係告示の
整備に関する告示等の公布について（通知）

このことについて、こども家庭庁から別添のとおり通知がありましたので、お知らせし
ます。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	垣 本	担 当	渡 邊
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		